

# 匿名加工情報とは何か

---

2017年5月

英知法律事務所

弁護士 森 亮二

# 「匿名加工情報」とは

- 匿名加工情報は、パーソナルデータの利活用を目指す改正法の目玉。
- 匿名化した状態で、パーソナルデータの流通を実現させようとするもの。
- **匿名加工情報とは** ⇒
  - 特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して
  - その個人情報を復元することができないようにしたもの
- 作成基準(加工方法)が大きな課題・・・

# 「匿名加工情報」の定義

2条9項

この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

## 一 第一項第一号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

## 二 第一項第二号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

# 「匿名加工情報」の作成者の義務

36条:作成者の義務

## ① <適正加工義務>

匿名加工情報を作成するときは、委員会規則で定める基準に従った匿名加工をする(1項)。

## ② <加工方法等安全管理措置>

匿名加工情報を作成したときは、加工の際に削除した情報や加工方法について、委員会規則で定める基準に従った安全管理措置を講じる(2項)。

## ③ <作成時公表義務>

匿名加工情報を作成したときは、委員会規則で定めるところにより、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する(3項)。

公表は作成後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行う(規則21条)。

# 「匿名加工情報」の作成者の義務

36条:作成者の義務

## ④ <提供時公表義務>

匿名加工情報を作成して第三者提供するときは、委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表し、受領者に匿名加工情報であることを明示する(4項)。

公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行う(規則22条)。

## ⑤ <識別行為禁止>

匿名加工情報を作成して自ら取り扱う際には、匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、匿名加工情報を他の情報と照合してはならない(5項)。

## ⑥ <安全管理措置等>

匿名加工情報を作成したときは、(a)安全管理措置、(b)苦情処理その他の適正な取り扱いを確保するための措置、(c)その内容の公表について、努力義務を負う(6項)。

# 「匿名加工情報」の作成者以外の義務

37条～39条: 非作成者の義務

匿名加工情報取扱事業者とは:  
データベース化された匿名加工情報を  
事業の用に供している者(2条10項)

匿名加工情報の受領者もこれ

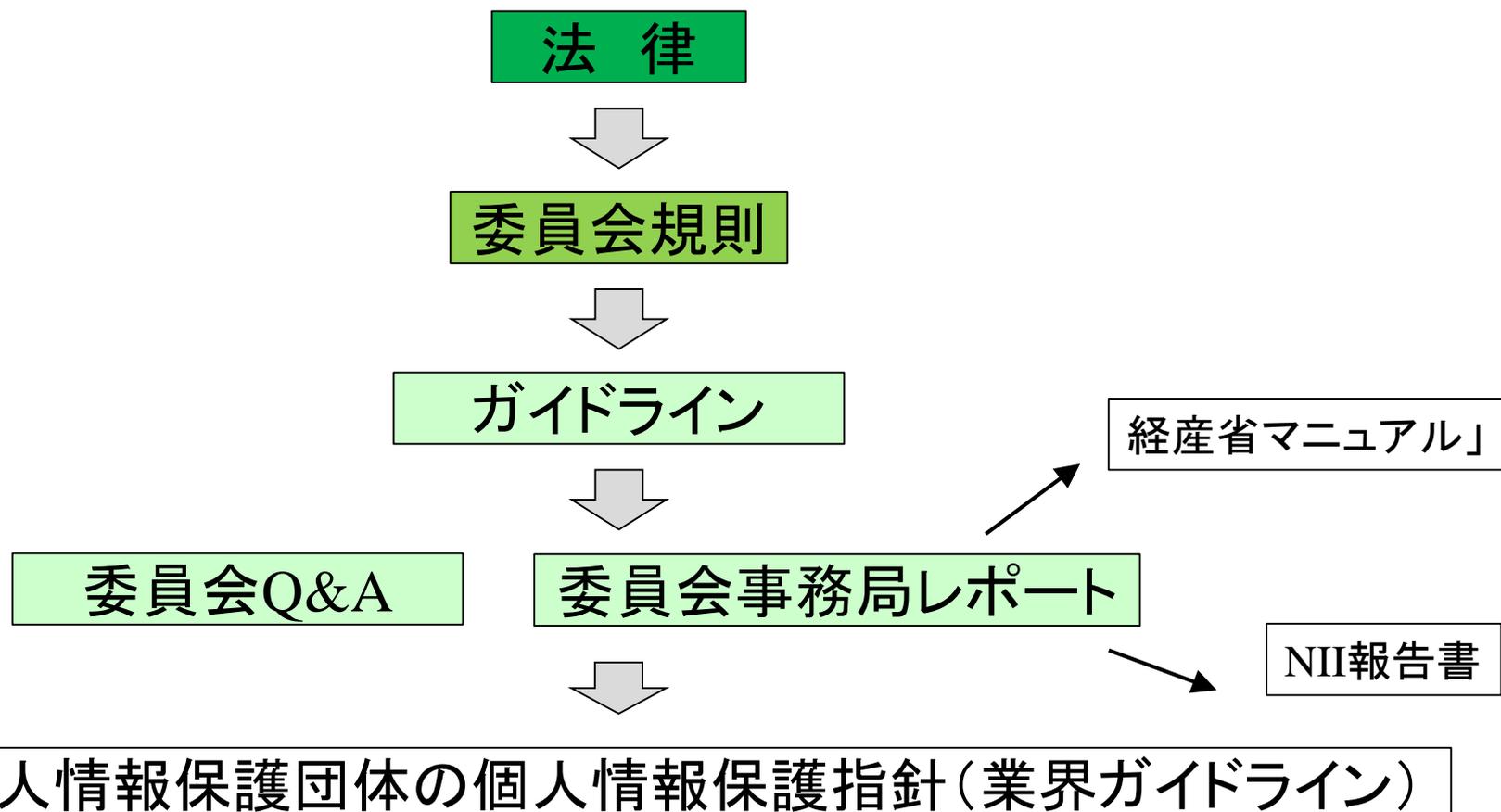
## 匿名加工情報取扱事業者の

- ①<提供時公表義務>(37条)
- ②<識別行為禁止>(38条)
- ③<安全管理措置等>(39条)

# 「匿名加工情報」取扱事業者の義務の全体像

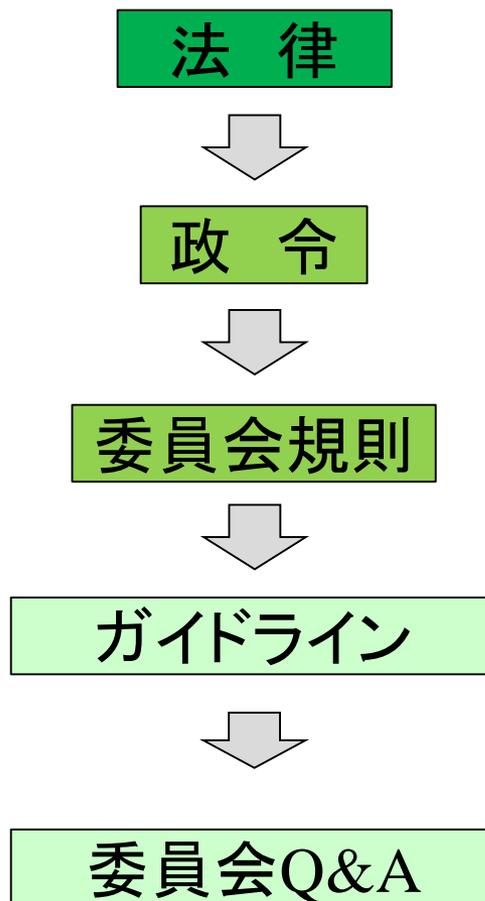
概要	作成者	作成者以外の匿名加工情報取扱事業者
適正加工義務	○	
加工方法等安全管理措置義務	○	
作成時公表義務	○	
提供時公表義務	○	○
識別行為禁止義務	○	○
安全管理措置等の努力義務	○	○

# 匿名加工情報の作成方法に関するルールの体系



# 一般的なルールの体系

---



# 作成基準に関する委員会規則と ガイドライン(匿名加工情報編)

19条	措置	具体的には
1号	個人情報の削除・置き換え	<ul style="list-style-type: none"><li>氏名、顔画像は削除or仮IDに置き換え</li><li>住所、生年月日を都道府県まで、年までに</li></ul>
2号	個人識別符号の削除・置き換え	<ul style="list-style-type: none"><li>削除or仮IDに置き換え</li></ul>
3号	個人情報と加工対象情報の連結IDの削除・置き換え	<ul style="list-style-type: none"><li>削除or仮IDに置き換え</li></ul>
4号	特異な記述(一般的に特異)の削除・置き換え	<ul style="list-style-type: none"><li>110歳を90歳以上に</li></ul>
5号	DB内差異その他のデータベースの性質に応じた措置	<ul style="list-style-type: none"><li>小学校の身体検査情報で170cmを150cm以上に</li><li>移動履歴で自宅が推測される部分を削除</li></ul>

# 事務局レポート

## 「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」

- 本レポートは、主に、
  - **匿名加工情報を作成するための考え方や手法**（法第36条第1項関連）
  - **識別行為の禁止**（法第36条第5項及び第38条関連）、
  - 加工方法等情報や匿名加工情報の**安全管理措置**（法第36条第2項及び第6項並びに第39条）
- に**焦点を当てて**、
  - 認定団体及び事業者団体等が匿名加工情報の作成に関するルールを検討したり、
  - 民間事業者が実際に匿名加工情報を作成したりする際に参考となる事項、考え方を示そうとするものである。
- ユースケース、**加工例**や**海外のパーソナルデータの匿名化の動向**も紹介されている。

# 事務局レポート

## 「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」

- 1号加工については、一般論としては、それほど踏み込んだことは書かれていないが、後述の「NII報告書」が引用されている。
- その代わりに、「4.3.2情報の項目と想定されるリスク及び加工例」として、「個人属性情報」、「履歴情報」の分類の下に、氏名、生年月日、性別、住所...購買履歴、乗降履歴...のそれぞれについて、適切な加工例を示している(この分類は後述の「経産省マニュアル」)。
- 5号加工「～性質を踏まえたその他の措置」について詳細な記述あり。
  - 不変性の高いID、多数の事業者で共用されるID
  - 時刻に関する情報
  - 位置情報

# 事務局レポート

## 「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」

- 1号～5号以外の「作成する際に検討することが望ましい事項」
  - 匿名加工情報の利用形態
    - 利用目的は何か
    - 提供先は限定か転々流通か
  - 他の情報を参照することによる識別の可能性
  
- 参考情報として、具体的な加工手法の説明も
  - 項目削除、レコード削除、セル削除
  - 一般化
  - トップ(ボトム)コーディング
  - レコード一部抽出(サンプリング)
  - etc

# 国立情報学研究所(NII)報告書

## 作成基準

- 国立情報学研究所の検討チームが匿名加工情報の作成方法を検討したもの。
- 委員会規則19条1号から5号の順に行うべき措置を挙げており、比較的具体性がある。
- 伝統的な、識別子、属性、履歴の区別を使わない新しい考え方。
- 1号の加工対象を以下のものに限定。
  - a. 基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）
  - b. 氏名以外の単体で特定の個人を識別することができるもの（氏名、顔画像）
  - c. 現在所属するまたは過去に所属した会社、学校等の団体、職歴および学歴であって、具体的な会社名、団体名等を含むもの
  - d. 本人到達性のあるメールアドレス、SNSのID
  - e. 本人到達性のある電話番号（スマートフォン、自宅の電話番号、職場等の電話番号）
  - f. クレジットカード番号

# 国立情報学研究所(NII)報告書

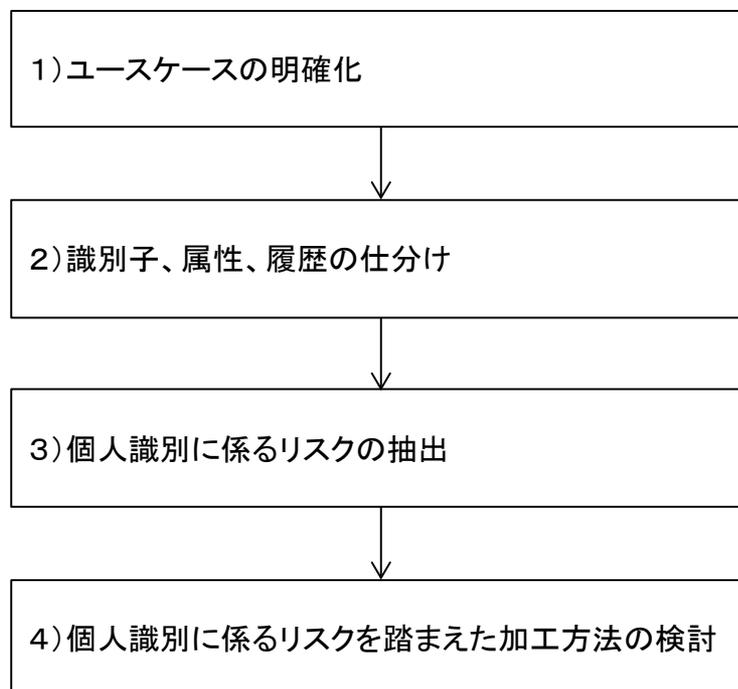
## 作成基準

- これらをまず単独でそれぞれ処理（削除すべきものは削除、一般化すべきものは一般化）。
- その後に、複数の組み合わせでもう一度リスクを確認して再処理。
- 2号、3号、4号はガイドラインのとおり。
- 5号において、加工対象の情報の外側にあるものと照合されることによって、特定の個人が識別されるリスク（参照リスク）を検討
- そのような5号の措置の一環として、不変性の高いIDの処理等を提案。

# 経産省「匿名加工情報作成マニュアル」

## 作成基準

- 経済産業省は、本年8月「事業者が匿名加工情報の具体的な作成方法を検討するにあたっての参考資料（「匿名加工情報作成マニュアル」）Ver1.0」を公表した（以下「匿名加工情報作成マニュアル」）。
- これは、匿名加工情報の具体的な作成方法を検討したもの。
- 全面施行後に所管を有するのは個人情報保護委員会であるため、完全な政府ガイドラインとは言えないが、参考になる。
- 「匿名加工情報作成マニュアル」は、具体的な手順として右のような整理を行っている。



# 経産省「匿名加工情報作成マニュアル」

## 作成基準

①	ユースケースの明確化	匿名加工情報の作成に用いるデータベースの項目、規模等を明らかにする
②	識別子、属性、履歴の仕分け	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>識別子</b>は、単体で個人を特定する可能性のある情報：氏名、ID、詳細な住所。</li><li>● <b>属性</b>は、経時的にデータが積み重ねられることのない情報で、他の属性との組み合わせや外部の情報との照合によって、個人を特定する可能性のある情報：性別、生年月日。</li><li>● <b>履歴</b>は、経時的にデータが積み重ねられる情報、一般に属性と組み合わせされたり外部情報と照合されたりしない限り個人を特定する可能性のない情報：購買履歴、検索履歴</li></ul>

# 経産省「匿名加工情報作成マニュアル」

## 作成基準

③	個人識別にかかるリスクの抽出	①個人が特定されるリスク ②データが他の情報と照合されるリスク ③データを用いて本人へアプローチされるリスク について、識別子→属性→履歴の順にリスクを抽出
④	個人識別にかかるリスクを踏まえた加工方法の検討	抽出したリスクに基づいて、加工方法を検討

# 匿名加工情報と個人情報との関係

匿名加工情報を作成した事業者は、その作成に用いた個人情報を保有しており、(中略)いわゆる容易照合性(中略)があることから、作成した匿名加工情報は、個人情報該当し、(中略)のではないかとの懸念が想定されます。匿名加工情報は、特定の個人を識別することができず、作成の元となった個人情報を復元することができないように加工したものであり、さらに36条5項の識別行為禁止義務もあることから、**個人情報とはいえない**。

瓜生和久編「一問一答平成27年改正個人情報保護法」(商事法務) 47頁

匿名加工情報は、完ぺきな匿名化ではないかもしれないが、**識別行為禁止義務も考慮される結果として、「特定の個人が識別できない」という法的評価**になっている。

# 匿名加工情報にたくないものまで 匿名加工情報に？

- **匿名加工情報とは** ⇒
    - 特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して
    - 個人情報を復元することができないようにしたもの
  
  - 定義がこのように抽象的なものであるため、匿名化して復元困難にしたものは、なんでも「匿名加工情報」となり、36条の義務規定の適用対象になるのではないかという懸念があった。⇒ 安全管理措置として一定の匿名化をしている場合
  
  - ガイドラインは、匿名加工情報として取り扱う意思を持って、匿名加工情報を「作成するとき」のみ、匿名加工情報に関する義務を負うとして、
    - 安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置き換え）した上で引き続き個人情報として取り扱う場合、
    - 統計情報を作成するために個人情報を加工する場合
- 等については、匿名加工情報を「作成するとき」には該当しない、としたため、この問題は解決

# 匿名加工情報に関する事業者対応

➡ 匿名加工情報がどの程度普及するか、現段階では不明だが、作成しない事業者も、取得することにはあり、その場合には、匿名加工情報に固有の義務を負うことになるので、規程類は対応させておいた方がいい。

➡ 個人情報保護方針等を少し改訂したうえで、下位の規程となる取扱規程などを策定すればよいのではないか。

たとえば...「匿名加工情報の作成その他の取り扱いについては、法令、ガイドラインおよび当社の匿名加工情報取扱規程に定めるところに従う」

➡ 作成基準の検討は、業界団体で。

# 匿名加工情報

ざっくり

- ✓ 従来はなかった新しい制度。匿名化状態での流通を目指すもの
- ✓ 「特定の個人を識別できず、かつ元の個人情報を復元できないようにしたもの」と定義される。
  - どうすれば匿名加工情報に加工できるか？
    - ⇒ 事務局レポートは出たけれど...最終的には、業界ガイドライン（個人情報保護指針）で明らかにされる。
- ✓ 匿名加工情報には、匿名加工情報に固有の義務だけが適用されて、個人情報に関する義務の適用はない。たとえば・・・
  - 第三者提供の同意は不要
  - 目的外利用の同意も不要

ご清聴ありがとうございました

---